参考資料1

家屋の浸水深別被害率に係る
参考資料

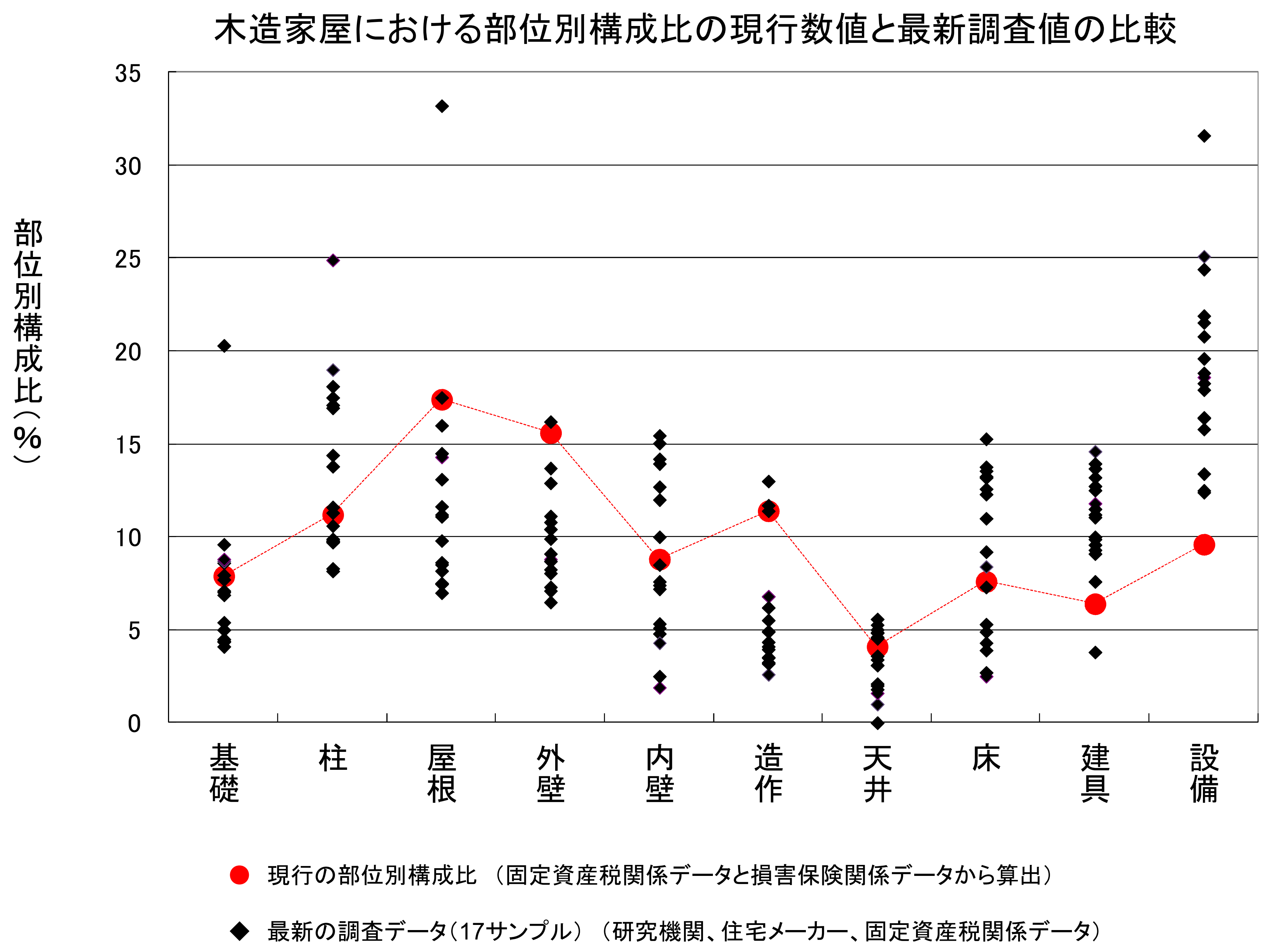
木造家屋における部位別構成比の現行数値と最新調査値の比較
部位別構成比（%）
35
30
25
20
15
10
5
0
基礎
柱
屋根
外壁
内壁
造作
天井
床
建具
設備
現行の部位別構成比 （固定資産税関係データと損害保険関係データから算出）
最新の調査データ（17サンプル） （研究機関、住宅メーカー、固定資産税関係データ）

内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」における「設備」の対象範囲の見直し

（１）「設備」の対象範囲の見直し

見直し前	見直し後
台所の流し台、洗面台、便器、 浴槽等の本体、配管の取り付け口　等	システムキッチン、洗面台、便器、 ユニットバス、配管の取り付け口　等

（２）「設備」の対象範囲の見直しに伴い、構成比についても見直し

木造・プレハブ			非木造		
部位	見直し前	見直し後	部位	見直し前	見直し後
設備	5%	10%	設備	10%	15%
外壁	15%	10%	建具	10%	5%

※「災害に係る住家被害認定基準運用指針の見直しの骨子」（ H21内閣府）をもとに国土交通省で作成

石膏ボードの普及状況と損壊事例

建築床面積１㎡当たりの石膏ボード使用量（㎡）

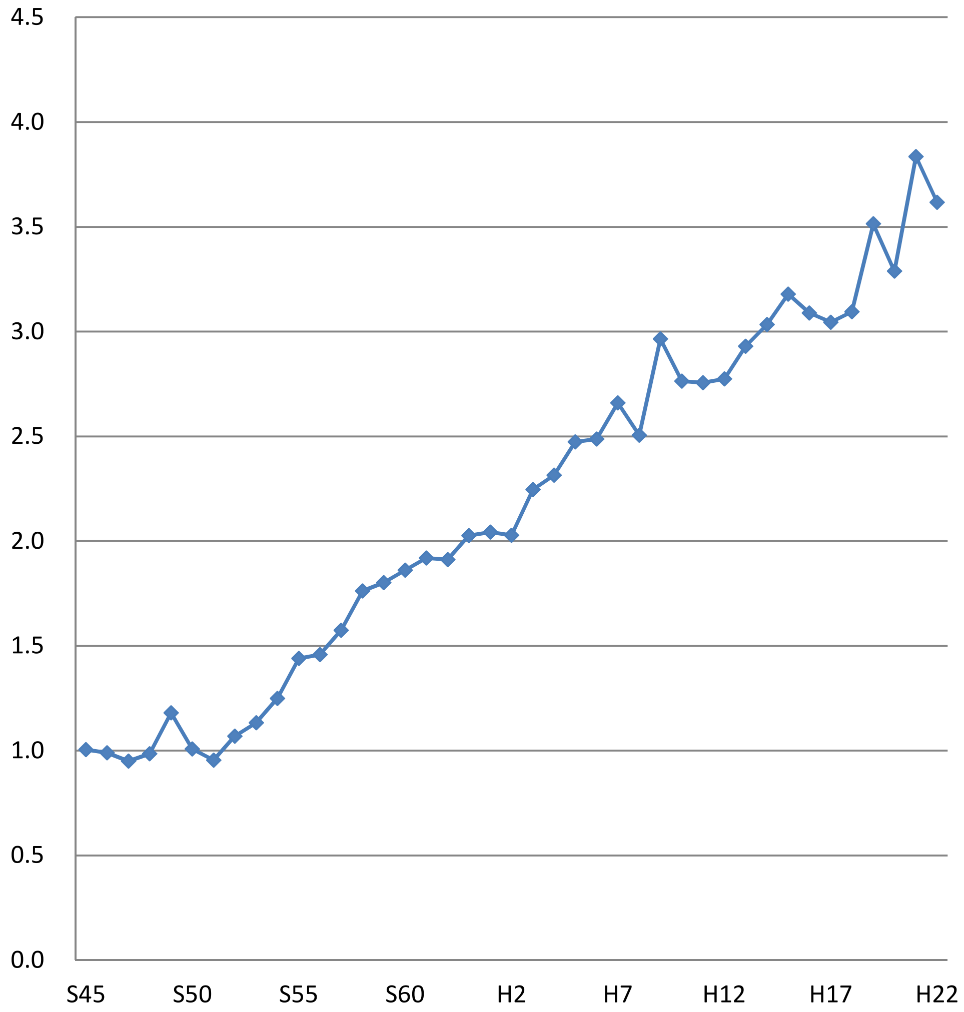

建築着工床面積　：　建築統計年報　平成21年度版
石膏ボード使用量　：　社団法人石膏ボード工業会HP

浸水により損壊した内壁（石膏ボード）

断熱材の被害

断熱材を使用している「内壁」については、一部が浸水しただけで部材全体の取り替えとなるため、断熱材使用の有無を具体的に聞き取ることが必要

H12東海水害で被災した家屋の断熱材

内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」における損傷例示の追加

当該部位以外の部位の損傷を補修するための工事（いわゆる「道連れ工事」）に伴う損傷を、損傷の例示に追加

部位	損傷の例示	損傷程度
柱（または耐力壁）	浸水により断熱材の吸水による機能損失（再使用が不可能な程度）が見られるため、耐力壁の一部（ボード等）の取り外しが必要である	10%
	浸水により壁体内部の柱等が著しく吸水しているため、耐力壁の一部（ボード等）の取り外しが必要である。	10%
床（階段を含む）	床下に堆積した汚泥を除去するため、床の一部（床板等）の取り外しが必要である（基礎の構造が布基礎又はベタ基礎の住家に限る）。	75%

「断熱材の吸水による機能損失が見られる」（損傷程度100%）

「床下に堆積した汚泥を除去するため、床の一部（床板等）の取り外しが必要である 」（損傷程度75%）

※「災害に係る住家被害認定基準運用指針の見直しの骨子」（H21内閣府）、
「災害に係る住家の被害認定基準運用指針 参考資料（損傷程度の例示）」（H21内閣府）をもとに国土交通省が作成